

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年11月22日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
国際水産資源研究所長 八吹 圭三

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 「日本近海における混獲生物調査」に係る用船 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自)平成31年 2月19日
至)平成31年 3月 8日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、用船料1ヶ月分には相当する金額を記載するこ
と。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(当
に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(切り
該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り
捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費
税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者
るかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100
に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「賃貸借」、「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でのないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でのないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。
- ① 直接交付
国立研究開発法人水産研究・教育機構国際水産資源研究所業務推進部業務管理課用度係
電話 054-336-6027
FAX 054-335-9642
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「日本近海における混獲生物調査」に係る用船入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「日本近海における混獲生物調査」に係る用船入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成30年12月3日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当該機構のホームページにて公表すること。

り入札説明会に代える。個人に関する情報であって特定の個人に
ただし、質に内容に個人に関する情報であって特定の個人を侵害
人を識別し得る記述があるが、質に個人に関する情報であって特定の個人を侵害
害するおそれのある記述を公表せず、質に個人に関する情報であって特定の個人を侵害
又は当該質を公表せず、質に個人に関する情報であって特定の個人を侵害
る。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 平成30年12月13日 11時00分
静岡県静岡市清水区折戸5-7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構
国際水産資源研究所 会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 平成30年12月12日 17時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 競争参加者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、本仕様書に示した船舶を所有していることを証明する書類を平成30年12月7日までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (8) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先 次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※注2
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与える者と認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結を、ご了知願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用 船 仕 様 書

1. 調 査 名 : 「日本近海における混獲生物調査」に係る用船

2. 調査目的・概要

日本周辺を含む北西太平洋亜熱帯域には、我が国の小型はえ縄船が多数操業している一方、海鳥類などの混獲生物の重要な生息域となっている。2017年1月1日、北緯23度以北で操業する小型はえ縄漁船に海鳥混獲回避措置の適用を義務付けるWCPFCの保存管理措置が発効した。これに先立って、混獲生物グループでは小型はえ縄漁船による海鳥混獲回避措置の操業実験を行い、小型船でも運用可能な混獲回避措置を開発した。しかし、この回避装置を用いた操業でも海鳥混獲率が十分に低下していない事が一昨年のWCPFC科学委員会(SC12)で指摘されている。そこで本調査では、小型はえ縄漁船による調査を実施し、小型船用海鳥混獲回避装置の改良をするとともに、海鳥混獲回避効果判定に必要な情報を収集する。

3. 調 査 内 容

①浮はえ縄によるまぐろ漁業混獲生物の採集 (約12回)

1) 浮はえ縄操業 (深縄・昼縄操業、枝縄10~20本付、枝縄長15~30m、1操業投下鈎数900本以上)

- ・深縄及び昼縄操業：メバチやキハダを対象とした日本の近海はえ縄操業を想定し、釣針の敷設水深が70m以深の深縄操業で、早朝に投縄、昼間に揚縄を行う昼縄操業を実施する。
- ・はえ縄漁具の仕様：枝縄長15~30m、枝縄間隔30~50m、1鉢あたり10~20本付で、総投下鈎数900本以上、幹縄長27,000m以上とする。

2) 混獲生物等の生物測定、生物標本採集

- ・混獲生物等の捕獲した生物の甲板への取り上げ作業、漁獲物の解体作業は乗組員が実施し、体長の計測などの生物測定、標本採集は調査員が実施する。

②トリライン等による混獲回避措置の効果判定 (約12回)

- ・トリライン等の混獲回避装備の取付は、調査員の指示のもと乗組員が行う。
- ・本調査で使用するトリライン装着用ポール1本 (長さ7-8m、直径7-10cm、グラスファイバー製) 及びトリラインは当機構が用意する。トリラインは総重量2-5kg程度、主ラインの空中部分にエイトクロスロープ、ダイニーマ、曳航部にエイトクロスロープ、ナイロンテグス、オドシにホログラムテープ等を使用する。

4. 調査必要装備（本調査を実施可能な機能を有し、用船期間中に使用可能な状態（精密機器の校正等含む）で本船に整備されていること。）

①浮はえ縄漁労装置及び漁具 一式

・上記3. ①調査用

②混獲生物防止装置が設置可能な船型

・上記3. ②調査用

・トリライン装着用ポール（船尾の左舷及び右舷の各1カ所）を船体に設置可能なこと。

・トリラインを曳航可能なこと。

③冷凍設備 約2m³

・餌やサンプルを冷凍保存するため、冷凍温度として-10℃より低い温度設定が可能な能力を有すること。なお、冷却システム等は問わないものとする。

④その他の必要装備等

・投縄時に船尾付近に海鳥観察が可能なスペースがあり、投下される餌の着水地点から船尾後方500mまでの水面付近を確認できる視界と、船尾後方180度の視界が確保できること。

・揚縄時に生物情報を収集するための解剖作業をデッキ上で実施可能であること、また、作業スペース（2m²程度）があること。

・VMSの登録が済みであり、指定先への位置報告送信が可能なこと。

5. 総 ト ン 数 30トン以下

6. 乗船調査員数 2名

7. 用船期間及び調査日程

平成31年2月19日～平成31年3月8日

31. 2. 19 用船開始、調査機材等搬入

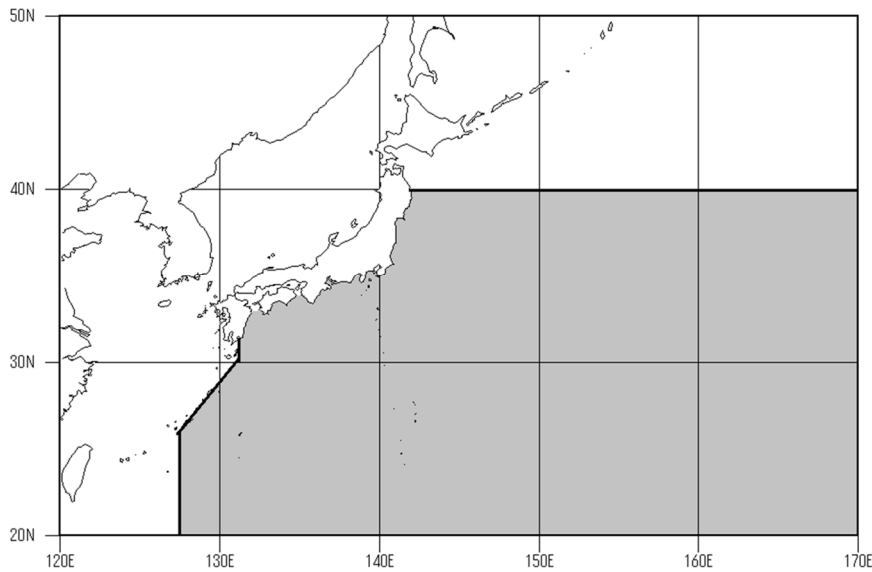
31. 2. 20 用船開始港出港

31. 3. 7 用船終了港入港

31. 3. 8 調査機材等搬出、用船解除

8. 調 査 海 域 日本近海東方沖

9. 調査海域図



操業地点は、調査対象種である海鳥類の出現状況、まぐろ・かじき類や混獲生物が捕獲されやすい暖水塊縁辺部など海洋環境、漁況情報などを考慮しつつ決定する。

10. 担当研究所 国際水産資源研究所

11. その他
- ①詳細については担当職員の指示に従うこと。
 - ②運航にあたっては、第三者所有漁具等への事故が発生しないよう細心の注意を払うものとする。なお、運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「漁業調査船に関する用船仕様書」によるものとする。
 - ③用船契約期間中に消費した燃油は当機構が別途供給するものとする。
 - ④用船開始・解除港及び調査員入れ替えを行う港については原則として調査海域周辺の港とするが、調査に支障の無い範囲内で請負業者と協議の上、決定するものとする。